◇◇◇ 生徒指導部 ◇◇◇

1) 生徒指導部方針

- 1. 生徒指導重点目標
 - 規律ある生活態度の育成
- 2. 指導方針
- (1) 基本的生活習慣の確立
 - ①身だしなみの指導(制服・頭髪・靴等)
 - ②喫煙の防止(学校内外の巡視の推進、視聴覚教材の活用)
 - ③非行の防止(保護者や関係機関との連携を強化)、薬物乱用防止及び防犯教室 の実施
 - ④礼儀作法の向上、挨拶の習慣づけ(オ、ア、シ、ス運動の推進)、マナーの向上
 - ⑤公共物を大切にする。
 - ⑥怠学の防止 (欠席・遅刻・早退の防止)
 - ⑦情報モラル教育
- (2) 交通安全指導の徹底
 - ①交通安全に関する講習会(毎学期)
 - ②通学許可審查 (新規通学生対象)
 - ③街頭指導の強化
 - ④自転車、原付バイクの一斉点検 (毎学期)
- (3) 自主活動の育成
 - ①生徒会活動及び部活動の活性化
 - ②ロングホームの充実
- (4) 美化活動

校舎内外の美化の促進

- (5) 寮・下宿生の指導
 - ①寮・下宿への訪問
 - ②生活指導及び学習指導
- (6) 関係機関との連携
 - ① P T A、同窓会
 - ②警察署、育成センター
 - ③その他関係機関
- (7) その他
 - ① 指導内容、注意事項等の掲示

- ② 全校・科・学年集会の開催
- ③ ホーム指導

2) 生徒指導規約

- 1. 校内外における規定
 - (1) 礼儀を重んじ他人の人格を尊重すると共に、自己の品位を高めるように心が ける。
 - (2) 始業時から放課後までは、許可なく校外に出ない。必要な場合は外出許可を得ること。
 - (3) 午後10時以降から午前5時までの外出は条例で禁止されている。
 - (4) パチンコ店、喫茶店等、禁止している場所には出入りしない。
 - (5) ホーム、部活動等の合宿、集会等は許可を得ること。
 - (6) 法律で禁止されている物品の所持あるいは行為、また生徒の本分に反する行動を禁止する。
 - (7) 学校に不必要なもの(音楽再生機器や玩具等)は、学校内への持ち込みを禁止する。
 - (8) 携帯電話等の持ち込みについては、許可申請書による許可制とする。
 - ① 学校敷地内では、電源を OFF とし、原則バッグの中で保管し許可なく使用することを禁止する。
 - ② 使用 (電源が ON になっている状態も含む) が確認された場合 は、預かり指導等を行う。

違反1回目	1日以上預かり 反省文1枚	
違反 2 回目	3日以上預かり 反省文2枚	
違反 3 回目	3日以上預かった後、保護者召喚により保護者に 返却 反省文3枚	
違反 4 回目	持ち込み許可取り消し 課題	
違反 5 回目以降	職員会により指導内容を決定	

2. 賞罰に関する規定

- (1) 次の生徒は賞せられる。
 - ① 学習活動の特に優秀な生徒。
 - ② 部活動において顕著な業績を得た生徒。

- ③ 校風の振起に特に功績のあった生徒。
- ④ 他の生徒の模範となる生徒。
- (2) 生徒の本分に背いたものは、指導基準に照らし指導を行う。 高知県立高等学校則により、次の生徒は退学を命ぜられることがある。
 - 性行不良で改善の見込みがないと認められる生徒。
 - ② 学力劣等で修業の見込みがないと認められる生徒。
 - ③ 正当な理由がなく出席が常でない生徒。
 - ④ 学校の秩序を乱し、本校の生徒としての本分に反した生徒。
- 3. 服装・頭髪等に関する規定 ※別表【服装・頭髪規定】に記す。
 - ※ 違反者、また指導に従わない場合は保護者召喚や帰宅指導になる場合がある。
 - ※ 元の制服に戻せないものは、預かり指導とする。

(1) 服装

- ① 本校の制服を着用し、通学すること。
- ② 防寒着等は、校舎内では制服の中へ着用する。ただし、裾・袖等から出ないようにすること。
- ③ 制服着用は、気候にあった服装であること。ただし、式典等については事前 に指定された服装であること。
- ④ 特別な理由 (病気・けが等) がある場合は、「長期異装願い」を提出すること。

(2)頭髮

- 手を加えない。(ジェル、ワックス等は付けない。)
 - ※ 元の通りに直すまでは帰宅指導、保護者召喚等の指導を行う。
- (3) その他
 - ① 就職試験等に行ける格好を基準とし、わからない場合は相談すること。
 - ② 通学とは、部活動・補習・資格試験受験等も含まれる。

3)服装・頭髪規定

頭	髪				パーマネント等	
		前	眉を超えない		カール	・人為的に手を
男	E.	横	耳にかぶさらない	男	毛染、脱色	加えないこと
子	髪	もみあげ	耳より長くならない	女	眉の剃り込み	・不自然でない
		後	襟にかぶさらない	共	リーゼント	テレ
女子	髪	前	前髪をおろす場合眉まで	通	モヒカン	(左右非対称、
		後	肩より長い場合は結ぶか、	-	スキンヘッド	かりあげ等)
		仅	編む		ライン	
	ヘアト	ピン・ゴム	黒・紺・茶		712	

服	装				
男 子	力	ッターシャツ下	白でワンポイントまで		
女	スカートの長さ		膝の範囲		
ネ	カッターシャツ下		白、ベージュでワンポイントまで		
,	ストッキング		黒、紺		
	防寒着等		高校生らしく品位を損なわないもの		
	靴	下	黒、紺、白 ・ワンポイント	・ラインは見えない範囲可	
	カッターシャツ		指定服		
	ベルト		黒、茶(女子はスラックス着用時)		
			・ベルトのバックルは大きすぎず、多様な飾り等が無いこと		
			・穴が全面に無い、制服に相応しいベルトを着用する		
男	ベスト・カーディガ		黒、紺、グレー、白(女子の夏服時のベストは指定のもの)		
女	ン・セーター				
共	靴	運動靴	黒、紺、白、グレーを基調	・ハイカット靴以外	
通		布靴	※、加、口、ファ ご塞啊	・くるぶしが全て見えるもの	
		革靴	黒のみ		
	カバン		高校生らしく品位を損なわな	・他校のカバンは禁止	
)) /		いもの		
	装飾品		指輪、ブレスレット、ネック	・財布等ポケットに入れる場	
	表	300	レス、ピアス等は禁止	合は付けているアクセサリ	
	力	ラコン等	全種禁止	ーを出さない	

注 (共通)

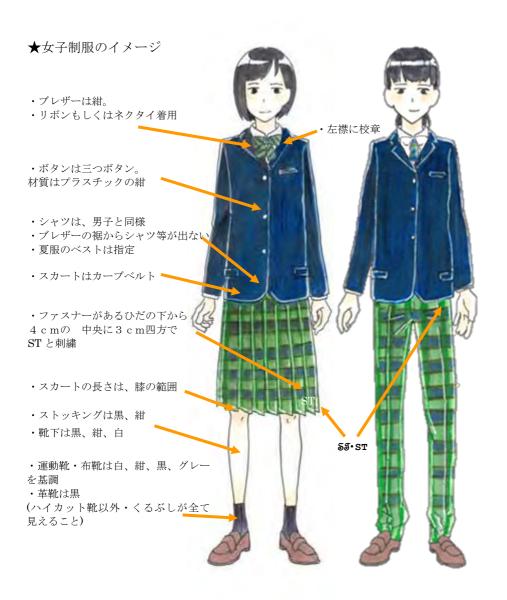
- フード付きの服を着用しない
- ・カッターシャツや服はズボン、スカートに入れること
- ・譲り受けた制服でも身体に合わないもの(大きすぎ、小さすぎ)は正規であっても違反になる場合がある・ファッション性のメガネ、時計等は装飾品とみなす

※注(女子)

- 冬服時はネクタイ or リボン を着用
- ・夏服のベストは指定のもの



*体にあわない制服(大きすぎ・小さすぎ)の購入は校則違反になる場合があります。 譲り受けた制服は特に注意すること。



*体にあわない制服(大きすぎ・小さすぎ)の購入は校則違反になる場合があります。 譲り受けた制服は特に注意すること。

4)生徒指導基準(令和5年度)

- 1. 生徒指導対象となるおもな行為
- (1) 交通関係 無免許運転・免許無断取得・バイク改造等
- (2) 不正行為 カンニング (未遂も含む)・不正乗車等
- (3) 粗暴行為 暴力・恐喝・傷害・いじめ・暴言・器物破損等
- (4)ぐ犯行為 窃盗・万引・性の逸脱行為・薬物乱用・飲酒・喫煙(タバコ・ ライター等所持)・家出・不健全娯楽(パチンコ店等の遊技場 への出入り)・深夜徘徊・不良交友・怠学行為等
- (5) サイバー犯罪 インターネット等の不正アクセス・誹謗中傷・盗撮・無断掲載 等
- (6) その他 無許可のアルバイト・授業妨害・指導不服従・校則や規定違反 ・その他の反社会的行動及び非社会的行動等・選挙等に関する 違反
 - ※ 指導内容には、説諭・家庭謹慎・登校謹慎・退学勧告・訓告・停学・退学の 処分等がある。
 - ※ 問題行動等が判明した場合には、事実確認の上、職員会等での審議をし管理職から保護者同席で指導内容等を申し渡す。
 - ※ 指導期間と定期試験等が重なった場合は、原則として別室で受験させるものとする。
 - ※ 上記以外でも、好ましくない行為や言動等があった場合には指導対象となる。

飲酒・喫煙・暴力・いじめ等あらゆる問題行動を起こした者や、無免許運転等、重大な交通違反や交通事故を犯した者は、保護者召喚のうえ、家庭謹慎等の指導を行う場合がある。特に他人に精神的及び身体的に迷惑をかける行為については厳しい指導を行う。

5) 交通指導に関する規定

- 1. 原付バイクに関する規定
- (1) 原付免許取得の条件
 - 学校が定める「交通安全講習会」に参加すること。
 - ②「原付免許取得説明会」に保護者同伴で参加していること。
 - ③「運転記録証明書」の提出(原則年に1回。)
 - ④ 「原付免許・バイク登録申請書」の提出
- (2) 原付免許取得許可期間
 - ① 1学年の学年末試験終了後
 - ② 長期休業中(春休み、夏休み、冬休み)
 - ③ その他 (学校が認めた日)

2. 原付バイク交通指導規則

(1) 警察等の取り締まりによる反則金及び6点未満の違反時に適用される指導

違反回数	指導方法	指導内容
1回目	報告時に口頭注意	報告のみ
2回目	生徒部長による注意 生徒部より保護者宛ての交 通安全教育のお願いとホー ム主任より保護者連絡	報告のみ
3回目 若しくは 累積6点 以上	保護者召喚のうえ、 管理職 による交通安全に関する注 意	原則、原付バイク運転許可停止期間30日 (但し、警察による免許停止期間が30日 以上の場合はその日数に準ずる)
4回目	違反内容を審議し指導	原付バイク運転許可停止または取消
5回目	違反内容を審議し指導	原付バイク運転許可取消

- ※ 違反・事故等の報告は、違反日等より1週間以内に生徒指導部及びホーム主 任へ届出しなければならない。怠った場合は違反回数3回目以上の指導を適用する。
- ※ 違反回数は最後の違反から1年間無事故無違反でリセットする。
- (2) その他 無免許運転 (無免許幇助・同行者)、無保険運行、 スピード超過30km/h以上、無許可免許取得、 学校無登録バイク運転及び所持、無許可通学、校外駐輸通学、 定員外乗車(自転車等けん引含む)等の違反は厳しく指導する。

3. 原付バイクの利用規定

- (1) 免許の取得者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - ① 交通法規を厳守すること。
 - ② 学校に登録し、交通指導規則に必ず従うこと。
 - ③ バイク・ヘルメットの貸借はしない。
 - ④ 事故や違反については、本人及び保護者がすべての責任を持つこと。
- (2) バイクの所持者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - ① ノークラッチのスクーター型式とし、これと異なるバイクの所持及び運転を厳禁とする。
 - ② ヘルメットはフルフェイス型、シールドは一番明るい物とする。(原則は無色透明。暗いシールド、ミラー、インナーバイザー付ヘルメットは禁止する。)
 - ③ 完全に整備された(手を加えない)バイクであること。
 - ④ 学校の点検を受け、原付バイク及びヘルメットには所定の場所に学校指定のステッカーを貼ること。
 - ⑤ 故障等のため代車で通学する場合は、必ず許可を受けること。

(3) バイク诵学の許可の条件

- ① 保護者の同意を得て、『原付免許・バイク登録申請書』に必要事項を記入し誓約書を提出すること。
- ② 学校が定める「交通安全講習会」に参加すること。
- ③ 「原付審査講習」を受講し、「講習終了証」を取得すること。

(4) バイク诵学許可範囲

① 現住所が下に示す中学校区にあること。

片島・宿毛・橋上・小筑紫・三原・中村・中村西 (旧中筋を除く)・下田・大用・大方 大月 (弘見・清王・芳ノ沢・鉾土・龍ヶ泊)・一本松

- ② ①で示す中学校区以外でも、現住所から学校まで5km以上、25km以内の者はバイク通 学することができる。
- ③ 自宅から5 k m以上、2 5 k m以内を原則として最寄りの駅までバイク通学することができる。
- ④ 寮生・下宿生は、バイクの自宅間の利用及び持ち込みは禁止とする。

4. 自動車免許

(1) 免許取得

- ① 免許取得の為に自動車学校への入校・通学・卒業することが出来る。ただし、 免許取得は 卒業式後とし、修了証は自動車学校又は生徒指導部で保管する。
- ② 卒業式以前の免許取得は原則許可しない。
- ③ 自動車学校に関しては、変更がある度に連絡する。

(2) 許可種別

- ① 普通自動車免許
- ② 準中型自動車免許

(3) 自動車学校

- ① 「自動車学校入校許可願」を提出後、入校することができる。
- ② 機械科自動車専攻は1学期の終業式後、その他の科は8月の最終週から許可する。
- ③ 試験期間中及び学校行事が優先され、通学は禁止となる。
- ④ 制服で通学すること。
- ⑤ 入校・卒業などの進捗状況を報告すること。
- ⑥ 卒業式までの合宿教習への入校は許可しない。

5. 普通二輪免許

- 免許取得は厳禁とする。
- (2) 進路の関係で必要な場合は申し出により審議する。

6. その他の運転免許

(1) 生徒指導部に相談すること。

7. 交通に関する様式

- (1) 原付
 - ① 原付免許取得願・・・・・・免許を取得したいとき。
 - ② 原付免許・バイク登録申請書 ・・免許を取得したとき。バイクを所持するとき。
 - ③ 代車通学許可願・・・・・・代車で通学しなければならなくなったとき。
 - ④ 交通違反届・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 交通違反で指導されたとき。
 - ⑤ 交通事故届・・・・・・・・交通事故をおこしたとき。
- (2) 自動車
 - ① 自動車学校入校許可願・・・・自動車学校入校したいとき。
- (3) 自転車
 - ① 自転車違反届・・・・・・・・交通違反等で指導されたとき。

6) 選挙運動・政治的活動に関する規定

- 1. 選挙運動・政治的活動に関する禁止事項
 - 公職選挙法に違反する行為
 - ※ 選挙については外部との関わりもあるので、よく家庭と相談すること。
- 2. 学校禁止事項
 - (1) 学校生活などに支障をきたす活動
 - (2) 違法・暴力的な行為につながるおそれがある場合
 - (3) 学校敷地内の禁止事項
 - ① 特定の政党や候補者への投票を呼びかける活動(演説、投票依頼等)
 - ② 特定の政党や候補者の集会への勧誘
 - ③ 政党や候補者のポスターの掲示、チラシ等の配布
 - ④ SNS 等を利用した選挙運動や政治活動
 - ④ その他、政治的中立を損なう場合

7) アルバイトに関する規定

- 1. アルバイトについては以下の通り規定する。
- (1) 保護者責任で学校の許可制とし、事前に「アルバイト許可申請書」を提出すること。
- (2) 原則として長期休業のみ許可する。ただし、新聞配達等は通年許可する。
- (3) やむを得ない理由で長期休業以外の希望者は審議する。
- (4) 1年生は1学期終業式までは許可しない。
- (5) 学期等の成績不振者は許可しない。
- (6) 試験期間中は禁止する。
- (7) 午後9時までに帰宅できること。
- (8) 原付バイク利用者は学校へ登録したバイクを使用すること。
- (9) 高校生として、ふさわしくないものは禁止する。主な内容は以下の通りである。
 - ① 喫茶店、遊技場等
 - ② ビアガーデン、スナック、居酒屋等の酒類販売
 - ③ 危険有害作業
 - ※ その他に制限を受ける業務があるので、詳しいことは生徒指導部に 相談すること。

8) 生徒会規約

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は高知県立宿毛工業高等学校生徒会と称する。
- 第 2 条 本会は生徒の自主自立の精神に基づき学校生活を充実し生活の時事活動を通じて社会文化 の形成者としての資質を養うことを目的とする。
- 第 3 条 本会の会員は宿毛工業高等学校在校生をもって会員とする。学校長より生徒会顧問を委嘱 する。

第2章 機 関

- 第 4 条 本会はその目的のため下の機関を設ける。
 - (1) 総会(2) 役員会(3) 執行委員会(4) ホームルーム会
- 第 5 条 総会、役員会、執行委員会は学校長の許可を得て執行委員がこれを召集する。

第1節 総 会

- 第 6 条 総会は会員をもって構成し会則の改正、予算の承認、その他生徒会長が必要と認めた事項 についてこれを審議する。
- 第7条 総会は年1回の定例総会並びに臨時総会を開く。総会は学校長の許可により開くものとする
- 第 8 条 総会は会員の3分の2以上の出席によって成立し議決は総出席者の過半数を以て決定する ものとする。可否同数の場合は議長がこれを決定する。総会の決定事項は学校長の許可を まって執行にあたる。

第2節 執行委員会

- 第 9 条 執行委員会は生徒の運営について討議し次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業計画及び運営に関する具体的事項
 - (2) 総会及びホームルーム会より委任された事項
 - (3) 各部門から委任された事項
 - (4) その他必要な事項
- 第10条 執行委員会は顧問の助言と指導を受けることが望ましい。
- 第11条 執行委員会並びに役員会には下の部門を置く。
 - (1) 執行委員会 生徒会長・副会長・書記・会計・会計監査・文化部長・ 体育部長・実技部長
 - (2) 役員会 執行委員、ホーム代議員、各部活動長

第3章 役 員

- 第12条 本会は次の役員をおく。
 - (1) 生徒会長(2) 副会長2名(3) 書記2名(4) 会計2名
 - (5) 会計監査2名(6) 文化部長(7) 体育部長
 - (8) 実技部長(9) 代議員(各ホーム1名) ただし各副部長を若干置くことができる。(1) から(8) までで最大 12名の役員とする。
- 第13条 役員は下の職務を代行する。
 - (1) 生徒会長は生徒会を代表し、その会務を統理する。
 - (2) 副会長は生徒会長を補佐し、生徒会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 書記は総会及び執行委員会の議事録を作成し会員の要求があれば 議事

- の経過を公表し、また本会の一切の記録書類を保管する。
- (4) 会計は本会の会計事務の一切を行い年度の初めの総会において予算の報告、年度末総会においてその決算の報告を行う。 監事は会計監査にあたる。
- (5) 各部の部長は部活動に関する一切の責任を有しその合理的運営にあたる。 副部長は部長を補佐し部長に事故がある場合はその職務を代行する。
- (6) 代議員は代議員会においてホームの意見を代表する。

第14条 役員の任期を下の如く定める。

- (1) 執行委員の任期は7月より11月末までと12月より6月末までの二期 制とする。ただし改正日にさしつかえのある場合は変更することができ ス
- (2) 各部の部長、副部長の任期は執行委員に準ずる。
- (3) 代議員は二期制とする。

第4章 会 計

- 第15条 本会の会計は第16条に基づき会計係がこれを行う。
- 第16条 本会の会員は生徒会費を学校に納入しなければならない。 (PTA会費及び諸会費の中で徴収する)
- 第17条 会計年度は毎月4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第18条 会計は年度末に収支決算と報告者を会員に公示しなければならない。
- 第19条 必要のある場合、生徒会長は会員中より会費以外の臨時費を集めることが きる。ただしこれは総会における決議によらなければならない。
- 第20条 本会の会員中より最大2名の会計監査を置き本会会計監査に当たる。

第5章 附 則

- 第21条 本会の施行に関する細則は別にこれを定める。
- 第22条 今後の本会則に変更の要望のあった場合は執行委員会に計り生徒総会で討議し決定する。
- 第23条 年度の初めの総会において認められた同好会のみ1年後に部に昇格できる。 ただし総会における議決によらなければならない。
- 第24条 1年間活動が認められなかった部活動は翌年より廃部とすることができる。
- 第25条 会則を変更する場合会員の3分の2以上の出席においてその出席者会員の 3分の2以上の賛成を必要とし学校長の許可を要する。
- 第26条 本会則は学校長の許可を得てその執行に当たるものとする。
- 第27条 会員及び教職員相互間における慶弔規定は別に定める。

9)寮に関する規定

1. 目標

宿毛工業高等学校生として校則や規定・心得を遵守し、共同生活を通して心身の育成を目標と する。特に、集団生活をするうえで他の者に迷惑をかけないように心がけること。

2. 役員構成

- (1) 寮長(3年)・副寮長(2年)・学年長(1年)をおく。 その他の委員は必要に応じ選出する。
- (2) 上記役員のうち学年長の任期は1学期間とし、再任は妨げない。 その他の役員の任期は1年間とする。
- (3) 寮長は寮生の生活指導及び当直舎監との連絡等に努め、副寮長は寮長を補佐し、学年長は、学年のまとめ役とし、寮運営が円滑に行われるように努めなければならない。

3. 寮生会議

- (1) 寮生活の健全な運営にかかる事項についての話し合いの場とする。
- (2) 寮生、寮担当教員、舎監によって行う。
- (3) 毎月1回、月の始めに開催することを原則とする。なお寮生または担当教員の 要求があった場合寮生は直ちに寮生会議を開かなければならない。

4. 入退寮について

- (1) 所定の手続きにより許可する。
- (2) 自宅からの通学が困難な者を入寮対象とする。
- (3) 規律や集団生活を乱す者は退寮処分とする。
- (4) 退寮処分となった者は原則として再入寮できない。

5. 手続きについて

(1) 寮担当教員に申出をし、所定の用紙により手続きを行うこと。外泊届けについては舎監に届け出ること。

10)寮生心得

1. 生活時間

次の表を基本とするが、やむを得ない場合は、舎監に連絡をすること。

, , , o c 13 or , , , o	13(B = 1-22/H C / 3 C C)
項目	時間
起床	7:00
朝食	$7:30\sim8:20$
点 呼	8:00
登校	8:30
夕 食	$18:00\sim21:00$
入 浴	$18:00\sim22:00$
門 限	21:00
点 呼	$21:00\sim21:15$
掃除	$21:15\sim21:30$
勉強時間	$21:30\sim23:00$
消 灯	23:00

- 2. 入浴について
- (1) 時間を厳守すること。
- (2) 使用した道具や脱衣場等も整理整頓すること。
- (3) 浴槽にタオルや石鹸等を入れない。
- 3. テレビについて
- (1) 共同テレビは食堂に設置する。消灯時間までの視聴を許可する。
- (2) 各部屋1台まで許可をする。
- (3) 視聴時間は消灯までとする。ただし、同室の生徒の学習の妨げにならないように配慮する。
- 4. 門限・点呼について
- (1) 門限及び点呼の時間は21時とする。
- (2) 点呼は食堂にて行う。
- (3) 点呼後の外出は厳禁とする。
- 5. 掃除について
- (1) 各自が決められた場所を毎日行う。
- (2) 道具は保管場所に整理して置くこと。
- 6. 勉強時間について
- (1) 勉学に励み、他人に迷惑をかけないようにすること。
- (2) 他室への出入りを禁止する。
- 7. 消灯について
- (1) 消灯時間は23時とする。ただし、定期試験期間中は原則として24時までとする。
- (2) 消灯後は他人の睡眠を妨げないようにすること。

- 8. 部屋の使用について
- (1) 常に整理整頓、美化に心がけること。
- (2) 改装、工作は禁止する。
- (3) 外出の際には必ず鍵をかけること。
- (4) 異常(雨漏り・故障・破損)等が見つかれば、直ちに舎監または寮担当教員に連絡すること。
- (5) 部屋の備品は持ち出しや変更をしない。常設しているものは以下の通り。
 - ①机・椅子2組(3名以上の場合は追加する)②照明器具③カーテン④ベッド
- (6) 部屋に持ち込める物
 - ① 電気スタンド②音楽プレーヤー③ドライヤー④ 電気カミソリ⑤ 扇風機
 - ⑥ 蚊取りマット⑦こたつまたはファンヒーター※) ⑧ テレビ (1部屋1台)
 - ③ パソコン⑩ 加湿器・除湿器※ファンヒーターは各室備え付けのものを使用する。
- 9. 洗濯機・干し場について
- (1) 必ず自分で洗濯する。
- (2) 節水に努める。
- (3) 所定の場所に干し、乾けばすぐに取り込み場所をあけること。
- 10. 食事について
- (1) 8月を除く月~金曜日(祝日含)の朝晩の2食を食堂で用意する。 ただし、長期休業期間の食事の有無と食費については別途連絡をする。
- (2) 使用した食器は各自が洗って片付けること。
- (3) 食事は毎食きちんととること。部活動の遠征等で欠食する者は1週間前に 報告すること。
- (4) 食堂利用時には、シャツ、ズボンを着衣すること。
- (5)継続的に朝食が取れない場合(朝練・補習、アレルギーなど)、担当教員に 相談をすること。
- 11. 金銭・貴重品の取り扱い
- (1) 金銭・貴重品は、盗難や紛失に十分留意すること。
- (2) 盗難や紛失があった場合は、すぐに舎監又は担当教員に知らせること。
- (3) 寮生どうしの金銭の貸し借り、物品の売買は禁止する。
- 12. 自動車学校通学について (3年生対象)
- (1) 別途定める交通に関する規定と合わせて通学許可とする。
- (2) 門限は必ず守ること。
- (3) 通学する日は、舎監に必ず伝えること。
- 13. 寮費に関すること
- (1) 寮費は月額31,000円とし、8月は運営費として11,000円を徴収する。
- (2) 入寮費は入寮時に、10,000円とする。
- (3) 入金方法は、銀行等の振り込み、又は保護者が直接寮費担当係(事務長)に手渡すかのいずれかの方法をとる。なお、毎月10日までに当月分を入金すること。
- (4)運営費の払い戻しは原則として行わない。ただし、当該月の15日までに退寮する場合は半額を払い戻す。
- (5) 寮費を納入しない者は、退寮になることがある。

14. その他

- (1) 規則に反し共同生活を乱す者については退寮を命じることがある。
- (2) 建物、備品などを破損した場合は関係者で弁償すること。
- (3) ファンヒーター以外の火気の使用は厳禁とする。
- (4) 無断で寮生以外の者を出入りさせない。 (当該生徒はいずれも生徒指導の対象とする。)
- (5) 登校後の帰寮は原則として認めない。
- (6) 外泊の場合は舎監、または寮担当教員の許可を必要とする。
- (7) 閉寮は、12月29日9:00~1月3日17:00までの6日間とする。
- (8) 体調不良の場合には保護者に連絡をとり、始業までに学校保健室へ登校し対応を仰ぐ。
 - 感染症もしくはその疑いのある場合、帰省し療養する。

11)諸届出様式について

各種の届出や申請書の様式には下記のようなものがあります。必要に応じてホーム主任もしくは担当教員、事務室に請求し、必要事項を記入の上、ホーム主任または係の教職員に提出すること。

様 式	提出先
在学証明書発行願	事務室
学生旅客運賃割引証交付願	事務室
入寮願	事務室
退寮順	事務室
原付免許取得願兼運転記録証明取得承諾書	生徒指導部
原付免許・バイク登録申請書	生徒指導部
代車通学許可願	生徒指導部
交通違反届出用紙	生徒指導部
交通事故届出用紙	生徒指導部
自動車学校入校許可願	生徒指導部
アルバイト許可申請書	生徒指導部
外出許可願い	生徒指導部
異装許可願い・制服修繕許可申請書	生徒指導部
休学願	教務部
休学期間延長願	教務部
休学取消届	教務部
復学願	教務部
退学願	教務部
転学願	教務部
志願承認願	教務部
追試験受験願	教務部
定期試験欠席届	教務部
技能審査の成果による単位認定申請書	教務部
住所等変更届	教務部